

湯沢町下水道事業経営戦略

令和2年3月

新潟県湯沢町

目 次

1 事業概要	1
2 将来の事業環境	2
3 経営の基本方針	3
4 投資・財政計画	4
5 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	5
別紙 経営比較分析表（平成 30 年度決算）	6,7
別紙 様式第 2 号「投資・財政計画」	8,9

湯沢町下水道事業経営戦略

団 体 名	: 新潟県南魚沼郡湯沢町
事 業 名	: 湯沢町下水道事業
策 定 日	: 令和 2 年 3 月
計 画 期 間	: 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共下水道 平成1年10月2日 (供用開始後31年) 特定環境保全公共下水道 平成5年10月1日 (供用開始後26年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (令和6年度より法適化予定)
処理区域内人口密度	18人/ha (H31.3.31現在)	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	4処理区(湯沢処理区、浅貝処理区、土樽・松川処理区、三俣処理区)		
処 理 場 数	4処理場(湯沢浄化センター、浅貝浄化センター、土樽・松川浄化センター、三俣浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	令和7年度より土樽・松川処理区を湯沢処理区に統合する予定。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

湯沢町下水道整備区域

令和2年3月31日現在

処理区	建設事業開始 年月日	供用開始 年月日	事業計画面積	備考
湯沢処理区	S59.12.10	H1.10.2	365.8ha	令和2年3月下水道 事業計画変更により 土樽・松川処理 区分を含む
浅貝処理区	H1.2.13	H5.10.1	38ha	
三俣処理区	H24.6.15	H29.7.2	23ha	
計			426.8ha	

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道料金は原則的には水道の使用量を基に算定しています。 また水道以外の水を使用している場合はその態様により使用量を認定して計算します。						
	基本料金 1,650円(10m ³ までを含む) 超過料金 10m ³ を超え30m ³ まで: 165円/m ³ 30m ³ を超え50m ³ まで: 176円/m ³ 50m ³ を超え100m ³ まで: 187円/m ³ 100m ³ を超え3,000m ³ まで: 192.5円/m ³ 3,000m ³ を超える分: 198円/m ³ ※上記料金表により算出された料金の1円未満を切り捨てた額が請求額となります。						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	3,240	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	4,178	円
	平成29年度	3,240	円		平成29年度	4,183	円
	平成30年度	3,240	円		平成30年度	4,175	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	令和元年現在、上下水道課職員7名のうち下水道事業会計費用負担職員は3名となっています。
事業運営組織	町長 ……………地域整備部……………上下水道課……………業務係 ・ ・ ……………施設係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	湯沢町下水道事業では、4処理場の運転管理を民間事業者へ業務委託することによって、民間活用をしています。
	イ 指定管理者制度	採用なし
	ウ PPP・PFI	採用なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	採用なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	採用なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「経営比較分析表(平成30年度決算)」のとおり

平成30年度の経費回収率は公共下水道は89.58%、特定環境保全公共下水道は36.85%(類似団体平均は公共78.92%、特定環境保全公共下水道72.26%)となっており、類似団体に比べると公共下水道は高く、特環下水道は低い値となっています。公共下水道においては、今後、人口減少が見込まれることから、更なる汚水処理費の削減が必要です。
特環下水道において経費回収率が低いのは、下水処理人口が少ないため使用料が少ないことが要因であり、使用料収入増加のため水洗化率の向上に努めなければなりません。また、下水道事業の法適化を見据えた下水道使用料の改定により経費回収率の改善が必要です。事業の継続には、常に投資と財源のバランスを考えながら、更なるコストの削減に努めなければなりません。
※ 経費回収率とは、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄っているかを表した指標であり、使用料単価を汚水処理原価で除することにより算出されます。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

行政区域内の人口を見ると、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に公表した「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年集計)」に示された人口(国勢調査人口ベース)では、平成27年度8,046人に対し令和7年度7,240人と10年で10%超の減少が見込まれているが、住民基本台帳の直近の10年間の推移を見ると、8,434人(平成22年4月1日)から8,134人(平成31年4月1日)で約3.6%300人の減少となっている。推計に比べて実際は転入者が多かったためと考えられます。これに比べ直近10年間の処理区域内人口を見てみると7,290人(平成22年3月31日)から6,857人(平成31年3月31日)で約5.9% 433人の減少と、行政区域内人口に比べると減少比率が高くなっています。これは、処理区域外のマンション等への居住者が増加しているためと考えられます。
本経営戦略の計画期間内は過去10年間と同様の傾向が見込まれるため、令和11年度の処理区域内人口は6,412人、約6.5%(445人)減少するものと予測します。



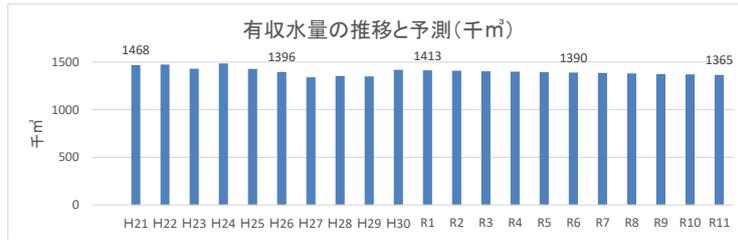
平成30年度普及率等

平成31年3月31日現在

地区	行政人口	処理人口	普及率	水洗化人口	水洗化率
湯沢処理区	6,203	6,183	99.7%	5,503	89.0%
浅貝処理区	201	201	100.0%	164	81.6%
土樽・松川処理区	206	206	100.0%	167	81.1%
三俣処理区	247	247	100.0%	43	17.4%
計	6,857	6,837	99.7%	5,877	86.0%

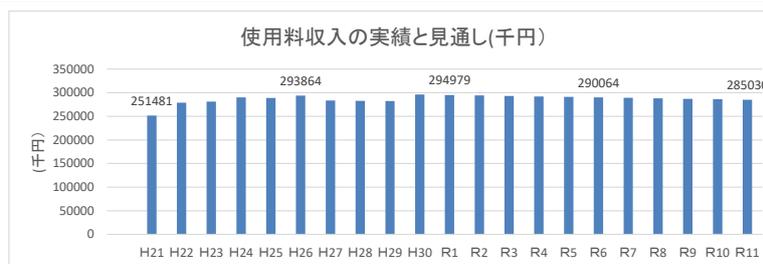
(2) 有収水量の予測

平成21年度から平成30年度の10年間の有収水量は約3.4% (49,390 m^3)の減少となっており、年度によって増減はあるものの、処理区域内人口の減少に比べ小幅な減少となっています。これは、三俣処理区の増加と外国人観光客増加によるものと考えられます。今後も処理区域内人口の減少や節水機器の普及などにより、過去10年と同様な傾向で年間有収水量は減少していくと考えられます。本経営戦略の最終年である令和11年度の有収水量は1,365,000 m^3 、約3.74% (53,000 m^3)減少するものと予測します。



(3) 使用料収入の見直し

平成30年度の使用料収入は296,104千円となっていますが、今後も処理区域内人口の減少や節水機器の普及などにより、年間有収水量の減少と比例して料金収入も減少していくものと考えられます。本経営戦略の最終年である令和11年度の使用料は285,030千円、約3.74% (11,074千円)減少するものと予測します。



(4) 施設の見直し

湯沢浄化センターは供用開始より30年、浅貝浄化センターは供用開始より25年経過し、令和元年度までは、長寿命化計画により処理施設の改築更新を行ってまいりました。令和2年度からは、新たに策定されたストックマネジメント計画により施設の計画的な改築更新を行い、下水道施設を計画的かつ効率的に管理して行きます。土樽・松川浄化センターにつきましては、湯沢浄化センターへの統合を5ヵ年計画で行う予定となっており、改築更新のコスト縮減となります。管路施設につきましては、令和元年度より計画的に点検・調査を進めており、優先順位を適切に設定して更新を計画して行きます。

(5) 組織の見直し

下水道事業を担当する職員数は令和元年度現在3名となっています。今後は、下水道の有収水量、使用料収入共に減少傾向であるが、施設更新や修繕などの業務が増えることが予想されるため、少なくとも現状の職員数が必要です。

3. 経営の基本方針

湯沢町では、少子高齢化や人口減少等の課題があり、厳しい社会情勢を迎えていますが、河川等の水質悪化を防止し、豊かな自然環境を維持するため効率的に下水道整備を進め、健全な経営に努めてまいります。

また、町内4箇所の終末処理場(平成元年供用開始の湯沢浄化センター、平成5年供用開始の浅貝浄化センター、平成11年供用開始の土樽・松川浄化センター、平成29年供用開始の三俣浄化センター)があり、湯沢浄化センターと浅貝浄化センターにおいては平成21年度から改築更新工事に着手しており、平成24年度に策定された再構築中長期計画に副い計画的に施設の老朽化・劣化に対応してきました。平成30年度には新たにストックマネジメント計画を策定し、点検調査に基づく改築更新を行うことで既存施設の使用期間を延伸するとともにライフサイクルコストの低減を図っていきます。土樽・松川浄化センターにつきましては、節水化傾向や人口減少等の影響から汚水量も減少傾向にあり、効率的な維持管理の観点から湯沢浄化センターへの統合を令和2年度より5ヵ年計画で行う予定となっています。

令和6年度より下水道事業の公営企業会計の適用を計画しており、準備を進めていきます。

今後、終末処理場の統合や改築更新などの設備投資は続きますが、令和2年度から令和11年度の10年間を計画期間とし、下水道事業を効率的かつ計画的に運営してまいります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

湯沢町において、持続可能な下水道事業の実現には施設の適切な維持管理が必要となり、そのための財源を確保することが重要になります。このことから、各処理場、管渠の維持管理と老朽化対策としてストックマネジメント計画による改築更新の投資額の見通しと事業を行うための必要な財源の見通しを均衡させていくような計画を立てることが必要になります。

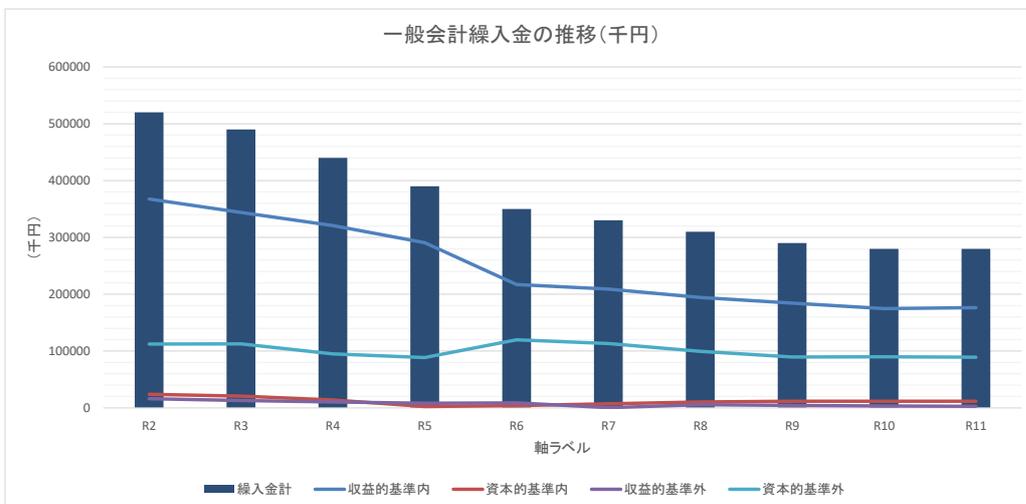
- ・投資の目標に関する事項
財政状況に配慮しつつ、ストックマネジメント計画に基づき、施設の適切な維持管理に必要な投資を計画的に実施していきます。
- ・管渠、施設等の建設更新に関する事項
平成30年度策定されたストックマネジメント計画に基づき、湯沢浄化センター及び浅貝浄化センター改築更新は令和元年度に令和2年度から令和5年度までの工事実施設計を一括して行い、効率的に投資を行います。湯沢処理区の汚水管路 点検・調査を継続的にを行い更新の優先順位を見極め計画的に投資を行います。また、土樽・松川処理区を湯沢処理区に統合するため令和2年度に着手し、令和7年度の統合を予定しています。
- ・防災・安全対策に関する事項
ストックマネジメント計画に基づく適正な維持管理を実施するとともに、災害発生時には「湯沢町下水道事業業務継続計画(BCP)」に則り公衆衛生の保全に努めます。

② 収支計画のうち財源についての説明

投資に必要な財源を確保するため、支出の抑制に加え、収入の確保が必要になります。湯沢町の下水道事業の収入は、下水道使用料のほか、一般会計からの繰入金や国庫補助金、企業債などがあり、これらの収入を確保することに努めています。

設備更新の財源については、国庫補助金のほか下水道事業債・下水道施設改修基金を充当し、可能な限り有利な財源を確保しながら、事業を実施して行きます。また、今後も処理区域内人口の減少や節水機器の普及などにより、年間有収水量の減少と比例して料金収入も減少していくものと考えらえることから、収益の安定化を図るため、経営状況の分析を行い、適正な下水道料金について検討を行います。

一般会計繰入金については、現在も基準外繰入をしなければならない状況であります。今後も、経費削減と計画的に修繕等を行いながら、少しでも一般会計に頼らない健全な運営を目指します。今後の見込みとして、計画期間の10年間は管渠・処理場建設当初の起債償還が進み毎年減少していく見込です。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・職員給与費に関する事項 現行の職員3名が維持されることを基準に算定。
- ・動力費に関する事項 有収水量の減少により処理水量の減少は見込まれるが、消費税・単価上昇も見込まれるため、過年度の使用実績に基づき算定。
- ・薬品費に関する事項 有収水量の減少により処理水量の減少は見込まれるが、消費税・単価上昇も見込まれるため、過年度の使用実績に基づき算定。
- ・修繕費に関する事項 修繕費は、今後も過年度と同程度の発生見込みであることから、過年度実績値で算定。
- ・委託費に関する事項 委託費は、今後も過年度と同程度で推移する見込みであることから、過年度実績で算定。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	土樽・松川処理区においては、湯沢処理区へ統合を計画しており、令和2年度に実施設計、令和3～6年度管路工事を行い令和7年度から統合の計画です。 これにより、土樽・松川浄化センターに係る経費が削減となります。
投資の平準化に関する事項	湯沢町では、平成30年度にストックマネジメント計画を策定しており、リスクを考慮した優先度を考慮したうえで、一定期間に更新が集中しないよう投資の平準化を図ることとしています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	具体的な予定はありませんが、更新事業を含めたPPP/PFIの先事例を調査していきます。
その他の取組	管渠の更新については、標準耐用年数には達していませんが、令和元年度から湯沢処理区において区域を選定して汚水管路点検・調査を開始しました。この点検調査を継続定期的に実施していくことによって管渠更新の優先順位を決定し、効率的な投資をしていきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	公共下水道及び特定環境保全公共下水道において、経費回収率が100%を下回っている状況にあります。観光シーズンのピークに合わせた処理施設の規模であること、特定環境保全公共下水道は下水処理人口が少なく使用料収入が少ないことが要因となっています。さらなる経費の削減とともに、一般会計から基準外繰入を受けなければならない状況を少しでも改善していかなければならないことから、使用料の改定を検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	現段階において収入増加につながる資産活用はおこなっておりませんが、浄化センター処理水の消雪利用や汚泥処理委託業者による肥料化やセメント材料に利用するなどの資源化に関する取組を行っています。今後は、先事例を調査し資産活用を検討していきます。
その他の取組	令和7年度に土樽・松川処理区を湯沢処理区に統合することにより、土樽・松川浄化センターに係る経費を削減することが見込まれます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	湯沢町下水道事業では、4処理場の運転管理を民間事業者による業務委託することによって、民間活用をしています。
職員給与費に関する事項	既に最小限の人員となっていますが、今後も限られた人員で最大のサービスが提供できるよう業務改善に取り組んでいきます。
動力費に関する事項	湯沢町下水道事業では、地理的な理由から処理場施設が4か所あり、動力費等のコストは高い状況にあります。令和7年度から土樽・松川処理区を湯沢処理区に統合することにより、土樽・松川浄化センターに係る動力費が削減されます。また、設備更新時に省電力設備の導入することを検討していきます。
薬品費に関する事項	薬品費についても、動力費と同様に処理場数が多いことからコストの高い状況にあります。処理区統合により令和7年度から薬品コストの減少を見込んでいます。
修繕費に関する事項	湯沢浄化センターと浅貝浄化センターにおいては、平成21年度から長寿命化計画による施設の改築更新を進めてきました。令和元年度からは平成30年度に策定されたストックマネジメント計画による改築更新に移行しており、長期的な見地から施設・設備の更新をはかり、修繕を併せたライフサイクルコストの低減の努めです。
委託費に関する事項	委託費については、4か所の浄化センター運転管理業務委託の委託費が大きな部分を占めており、委託費全体として緩やかに増加していくものと見込んでいます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略は、計画を策定したことをもって終わりというのではなく、毎年度の進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3～5年ごとに見直し(ローリング)を行い、PDCAサイクルを働かせることが必要とされています。また、投資、財政計画と実績の乖離を検証するだけではなく、将来予測方法や収支ギャップに向けた取組等についても検証し、必要な見直しを行うことが重要です。 湯沢町下水道事業では、年度ごとに投資、財政計画と実績の比較を行い、計画と乖離がないか検証していきます。また、計画と大きな乖離が生じる場合には、その原因を分析し経営戦略の見直しに反映していきます。 PDCAサイクルとは、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法です。
---------------------	--

経営比較分析表（平成30年度決算）

新潟県 湯沢町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	76.01	62.24	3,240

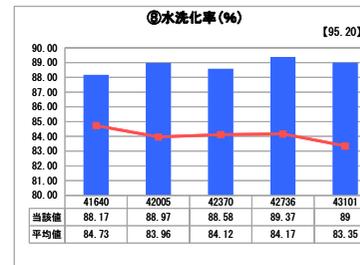
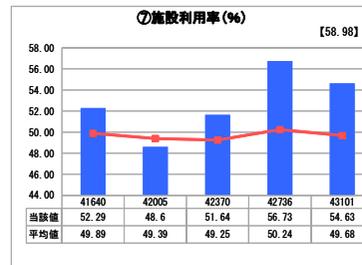
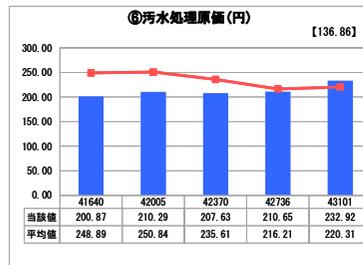
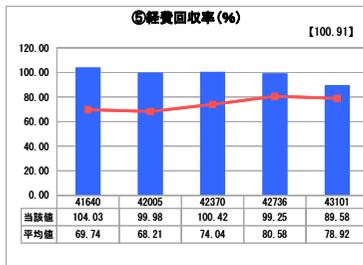
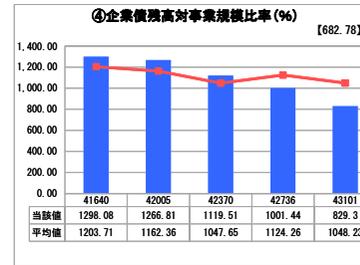
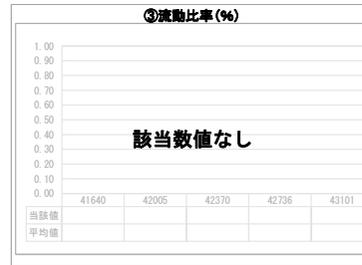
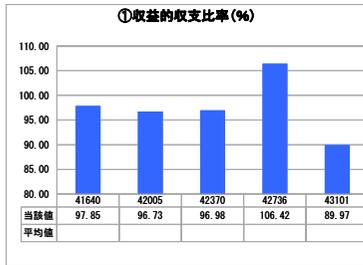
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
8,165	357.29	22.85
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
6,183	3.06	2,020.59

グラフ凡例

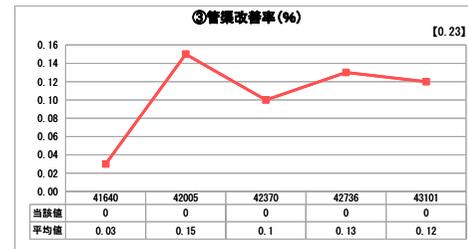
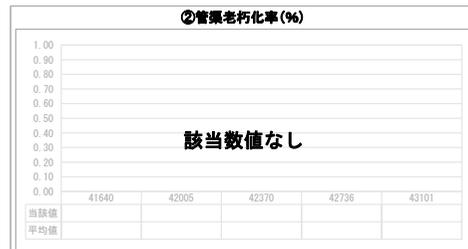
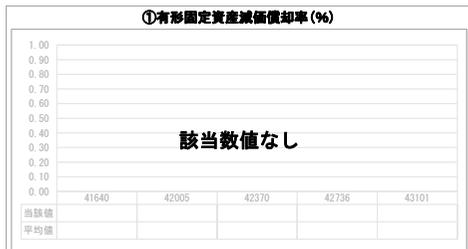
- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率について
H30年度は料金収入は増加したが繰入金が増加したため、収益が悪化した。総費用と整備事業に関する償還金は減少している。引き続き総費用の抑制に努めなければならない。

④企業債残高対事業規模比率について
類似団体の平均値より低くなっている。今後も施設・設備の改築更新に対する投資は計画的に継続していかねばならない。投資の規模は適切であると考えられる。

⑤経費回収率について
H29年度に比較して汚水処理費の増加により回収率が悪化した。類似団体平均値を上回ってはいるが、今後は人口減少等による使用料の減少が見込まれることから、更なる汚水処理費の削減が必要と考えられる。

⑥汚水処理原価
汚水処理に係る経費の増加に伴い汚水処理原価が上昇した。今後は有収水量の減少が見込まれることから、更なる維持管理費の削減と処理場施設・設備更新の適正な管理が必要と考えられる。

⑦施設利用率について
当該指標を見ると類似団体平均値と比較して高い利用率となっている。湯沢町は観光地であり季節によって処理量が大きく変動するため、年平均で算出した結果、高い利用率となっていると考えられる。観光シーズン中に限っては処理能力に適した水量が処理されているため、施設規模は適切であると考えられる。

⑧水洗化率について
類似団体平均値に比べると数値は上回ってはいるものの、引き続き下水道接続の勧奨を続け、水洗化率の向上への取組が必要であると考えられる。

2. 老朽化の状況について

処理施設に関しては、長寿命化計画を策定し、それに基づいて施設を更新、管理していった。平成30年度に新たにストックマネジメント計画が策定され、計画に基づいて施設の改築・更新を行っていく。

また汚水管渠に関しては、法定耐用年数を超える管渠はありませんが、ストックマネジメント計画に基づき令和元年度から毎年一定区間、点検・調査を行い、優先順位つけて更新計画を立て、適切な管理をしていきます。また、毎年区域ごとに管渠の清掃を行っており、適切な管理ができていると考えられる。

全体総括

供用開始から30年が経過し、処理場や管渠の老朽化に対応する必要性が増してきている。ストックマネジメント計画に基づいて適切な改築更新を行い、施設の健全度を維持しながら、維持管理費用の節減をしていく必要があると考える。本来であれば、使用料収入で賄うべき費用を繰入金で充てている状況の改善と財源確保のため、下水道接続の勧奨による接続率向上、並びに使用料徴収率の向上や適正な使用料の設定を目指すなど、経営改善に努めていく必要があると考える。また、経営戦略の見直しを行い、長期的な視点で事業効率の改善に努めていかなければならないと考える。

経営比較分析表（平成30年度決算）

新潟県 湯沢町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	8.04	104.17	3,240

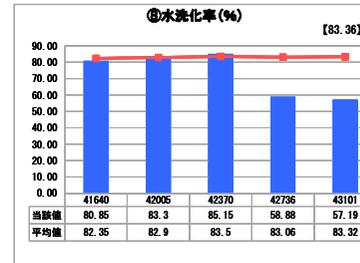
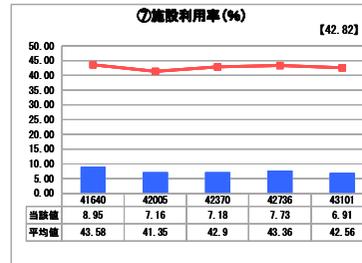
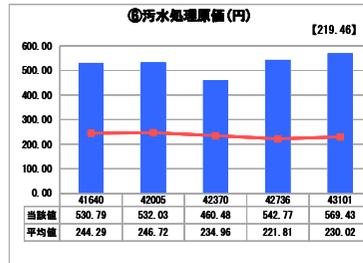
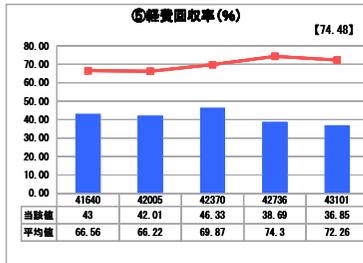
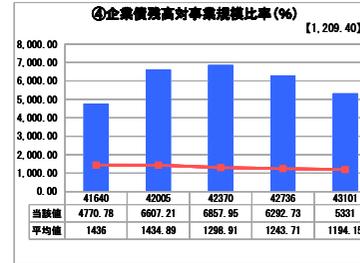
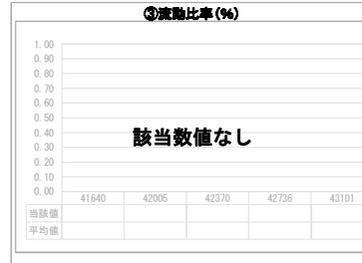
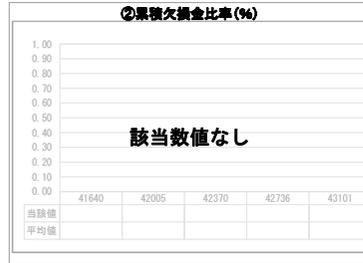
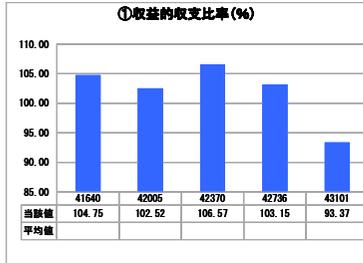
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
8,165	357.29	22.85
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
654	0.73	895.89

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率について
近年、当該値は100%を超えていたが、三俣処理区の供用開始による総費用と償還金が増加したため収益が悪化した。引き続き総費用の抑制に努めなければならない。

④企業債残高対事業債残比率について
当該指標が類似団体平均値に比べかなり大きな数値になっているのは、当該処理区における下水処理人口が少ないため料金収入が少額であり老朽化の進んだ施設更新を適切に行い、かつ新しい処理区整備の借入を行ったためである。

⑤経費回収率について
当該指標の数値が低いのは、施設が観光期の処理量に適切な規模であることに対して、当該処理区における下水処理人口が少ないために年間の使用料が少額となっていることと、H29年7月共用開始処理施設の下水道接続率がまだ低いことが起因していると考えられる。

⑥汚水処理原価について
当該指標が類似団体と比較高いのは、施設が観光期の処理量に適切な規模であることに対して、当該処理区における下水処理人口が少ないために年間の有収水量が少量となっていることと、H29年7月共用開始処理施設の下水道接続率がまだ低いことが起因していると考えられる。

⑦施設利用率について
当該指標を見ると利用率が低い数値となっているが、湯沢町は観光地であり季節により処理量が大きく変動するため年平均で算出した結果、低い数値となっていると考えられる。観光シーズン中に関しては処理能力に達した水量が処理されているため、施設規模は適切であると考えられる。

⑧水洗化率について
当該指標が低くなっているのは、H29年7月共用開始処理施設の下水道接続率がまだ低いことが起因している。引き続き接続率を行い、水洗化率向上に努める必要があると考えられる。

2. 老朽化の状況について

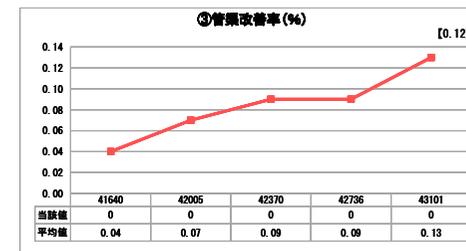
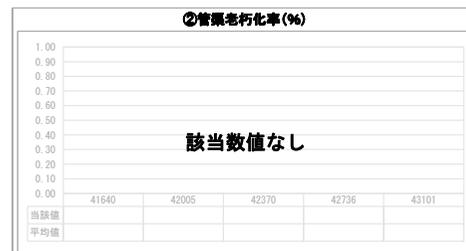
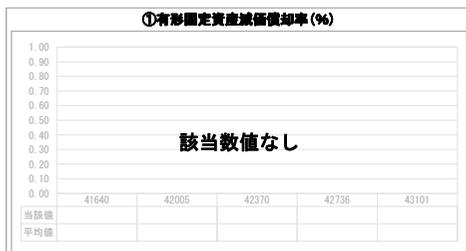
処理施設に関しては、これまでは長寿命化計画を策定し、それに基づいて施設を更新・管理していた。平成30年度に新たにストックマネジメント計画が策定され、この計画に基づいて施設の改築・更新を行っていく。

汚水管渠に関しては、毎年区域ごとに管渠の清掃並びに点検を行っており、適切な管理をおこなっていると考えられる。

全体総括

供用開始から25年が経過し、処理場や管渠の老朽化に対応する必要性が増してきている。ストックマネジメント計画に基づいて適切な改築更新を行い、施設の健全度を維持しながら、維持管理費用の節減をしていく必要があると考える。本来であれば、使用料収入で賄うべき費用を繰入金で充てている状況の改善と財源確保のため、下水道接続の動員による接続率向上、並びに使用料徴収率の向上や適正な使用料の設定を目指すなど、経営改善に努めていく必要があると考える。また、経営戦略の見直しを行い、長期的な視点で事業効率の改善に努めていかなければならないと考える。

2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
		(決算)	(決算)	見込											
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	869,946	755,986	747,942	677,986	650,052	623,266	590,145	516,216	498,661	488,192	475,813	464,354	464,240	
	(1) 営 業 収 益 (B)	283,627	296,677	290,946	295,946	294,939	293,932	292,926	291,919	290,912	289,905	288,899	287,892	286,885	
	ア 料 金 収 入	282,405	296,105	290,485	294,091	293,084	292,077	291,071	290,064	289,057	288,050	287,044	286,037	285,030	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他	1,222	572	461	1,855	1,855	1,855	1,855	1,855	1,855	1,855	1,855	1,855	1,855	
	(2) 営 業 外 収 益	586,319	459,309	456,996	382,040	355,113	329,334	297,219	224,297	207,749	198,287	186,914	176,462	177,355	
	ア 他 会 計 繰 入 金	566,696	457,892	456,751	381,893	354,966	329,187	297,072	224,150	207,602	198,140	186,767	176,315	177,208	
	イ そ の 他	19,623	1,417	245	147	147	147	147	147	147	147	147	147	147	
	2 総 費 用 (D)	307,487	302,649	319,729	296,358	285,629	273,528	262,296	249,013	244,920	235,884	228,770	231,170	225,416	
	(1) 営 業 費 用	190,824	205,422	211,204	231,646	234,649	233,739	231,138	224,286	216,592	219,836	215,759	220,567	216,769	
ア 職 員 給 与 費	11,182	13,060	13,424	13,529	13,600	13,600	13,600	13,600	13,600	13,600	13,600	13,600	13,600		
イ そ の 他	179,642	192,362	197,780	218,117	221,049	220,139	217,538	210,686	202,992	206,236	202,159	206,967	203,169		
(2) 営 業 外 費 用	116,663	97,227	108,525	64,712	50,980	39,789	31,158	24,727	28,328	16,048	13,011	10,603	8,647		
ア 支 払 利 息	115,390	96,636	78,668	62,857	49,125	37,934	29,303	22,872	26,473	14,193	11,156	8,748	6,792		
イ そ の 他	1,273	591	29,857	1,855	1,855	1,855	1,855	1,855	1,855	1,855	1,855	1,855	1,855		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	562,459	453,337	428,213	381,628	364,423	349,738	327,849	267,203	253,741	252,308	247,043	233,184	238,824		
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	408,951	263,507	160,509	428,910	590,330	487,709	521,224	481,746	594,094	536,556	663,529	405,081	404,188	
	(1) 地 方 債	139,800	67,100	43,600	128,100	232,900	197,000	222,700	178,800	236,700	213,200	281,000	151,000	151,000	
	うち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金	72,082	99,066	63,905	136,252	133,179	108,958	91,073	123,995	120,543	110,005	101,378	101,830	100,937	
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	190,210	93,650	49,300	134,222	224,100	181,600	207,300	178,800	236,700	213,200	281,000	152,100	152,100	
	(6) 工 事 負 担 金	4,111	3,691	3,704	2,336	151	151	151	151	151	151	151	151	151	
	(7) そ の 他	2,748		28,000											
	2 資 本 的 支 出 (G)	932,041	750,860	605,816	825,313	953,267	835,961	847,588	747,464	846,349	787,579	909,086	637,880	642,627	
(1) 建 設 改 良 費	414,480	223,295	130,449	349,949	511,400	433,000	484,400	412,000	527,800	480,800	616,400	358,600	358,600		
うち 職 員 給 与 費	6,846	6,908	6,923	6,917	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000		
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	517,561	527,565	475,367	475,364	441,867	402,961	363,188	335,464	318,549	306,779	292,686	279,280	284,027		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 523,090	△ 487,353	△ 445,307	△ 396,403	△ 362,937	△ 348,252	△ 326,364	△ 265,718	△ 252,255	△ 251,023	△ 245,557	△ 232,799	△ 238,439		

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	元年度 見込	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収支再差引	(E)+(I) (J)	39,369	△ 34,016	△ 17,094	△ 14,775	1,486	1,486	1,485	1,485	1,486	1,285	1,486	385	385
積立金	(K)	30	41	40	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
前年度からの繰越金	(L)	39,723	79,062	45,005	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	79,062	45,005	27,871	5,215	11,476	11,476	11,475	11,475	11,476	11,275	11,476	10,375	10,375
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	9,350												
実質収支	黒字 (P)	69,712	45,005	27,871	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	(N)-(O) 赤字 (Q)													
赤字比率	($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	105	91	94	88	89	92	94	88	88	90	91	91	91
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	283,627	296,677	290,946	295,946	294,939	293,932	292,926	291,919	290,912	289,905	288,899	287,892	286,885
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	4,222,065	3,761,599	3,329,832	2,982,568	2,773,601	2,567,640	2,427,152	2,270,488	2,188,639	2,095,060	2,083,374	1,955,094	1,822,067

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	元年度 見込	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収益的収支分		567,918	458,464	457,212	383,748	356,821	331,042	298,927	226,005	209,457	199,995	188,622	178,170	179,063
	うち基準内繰入金	457,870	414,513	369,942	367,558	343,836	320,691	290,726	216,994	208,999	194,435	184,260	174,754	176,413
	うち基準外繰入金	110,048	43,951	87,270	16,190	12,985	10,351	8,201	9,011	458	5,560	4,362	3,416	2,650
資本的収支分		72,082	99,066	63,905	136,252	133,179	108,958	91,073	123,995	120,543	110,005	101,378	101,830	100,937
	うち基準内繰入金	41,864	40,212	30,060	23,963	20,584	13,914	2,480	4,184	7,345	10,511	11,778	11,796	11,813
	うち基準外繰入金	30,218	58,854	33,845	112,289	112,595	95,044	88,593	119,811	113,198	99,494	89,600	90,034	89,124
合 計		640,000	557,530	521,117	520,000	490,000	440,000	390,000	350,000	330,000	310,000	290,000	280,000	280,000